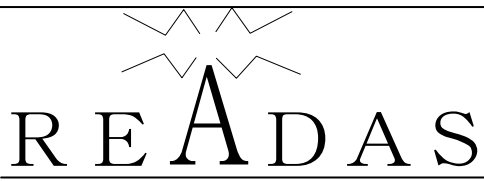


第 4449 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2012年)平成24年 3月23日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

社会保険・税一体改革大綱(相続税)

Q：先日、社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されたとか。どのような内容だったのですか？

A：相続税の改正は、次のような内容になっています。

【解説】

先ごろ、社会保障・税一体改革大綱が閣議決定されました。相続税の改正については、次のような内容になっています。これは、平成23年の税制改正案として上がっていたものと同じ内容ですが、昨年は国会審議で見送られたことから、本年度の一体改革の中で実現を図るべく再提出されました。

① 基礎控除

現行「5,000万円＋1,000万円×法定相続人の数」である基礎控除が、「3,000万円＋600万円×法定相続人の数」にされます。

② 税率

最高税率が現行の50%から55%に上げられるとともに、税率構造が見直されます。

③ 死亡保険金の非課税金額の見直し

現行「500万円×法定相続人の数」である非課税枠が、「500万円×次のいずれかに該当する法定相続人の数」にされます。

- ・ 未成年者
- ・ 障害者
- ・ 相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

④ 未成年者控除、障害者控除の引き上げ

未成年者控除及び障害者控除の1年当たりの控除額が10万円に上げられます。

